

鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第60号

鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例（平成4年鳥取市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条中「1,100円」を「2,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前までの申請に係る手数料については、なお従前の例による。